

【会員規約】

第1条 (名称)

本会の名称は、鹿児島ユナイテッド FC ファンクラブ改め、「ユナイテッドサポートメンバーズ」(以下本会) と称します。

第2条 (運営管理)

本会は、鹿児島ユナイテッド FC 事務局(以下事務局)がその運営を行い、事務所を(株)鹿児島プロスポーツプロジェクト(鹿児島市鴨池新町 39-11)内に置きます。

第3条 (目的)

本会は、「鹿児島をもっとひとつに。」を合言葉に鹿児島ユナイテッド FC の活動をサポートし、鹿児島のスポーツ(サッカー)を盛り上げることを目的とする。

第4条 (目標)

本会の会員は前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- ・ スタジアムをクラブカラーに染め、ともに闘い続けていく。
- ・ 積極的に仲間を誘い、クラブとの繋がりを広めていく。
- ・ クラブのさらなる発展を目指し、支援活動をおこなっていく。
- ・ クラブとひとつになり、ともに新しい歴史をつくっていく。

第5条 (会員)

本会の会員は、前条の趣旨に賛同し所定の申込手続きを経て会員となるものとします。

第6条 (会期)

本会の会員期間は、当年2月1日～翌年1月31日までとします。

会期の途中からの入会の場合、入会日～翌年1月31日までとなります。

第7条 (年会費)

年会費については、希望の会員種別の金額を所定の方法により年一回お支払いいただきます。更新については、事務局より発送する確認書にて通知を行い、自動更新もしくは所定のお手続きを行っていただきます。

クレジットカード、口座振替でお支払いの場合は自動継続となります。自動継続の場合は、前年に入会いただいた会員種別となります。会員種別の変更、自動継続を解除する場合は事務局まで申請する必要があります。

現金、払込票でのお支払いに関しては、その都度お手続きが必要となります。

第8条 (収納代行)

年会費の請求及び回収を事務局の指定する代行会社がおこなうことを承認します。

第9条 (会員証)

事務局は会員に対し、入会時に会員を証明する会員証を発行し、次年度以降も継続使用とします。会員証は本人のみが利用出来るものとします。

会員証の紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望する場合には、事務局が承認した場合に限り会員証を再発行します。その場合、事務手数料500円を頂戴する場合があります。

第10条 (会員特典)

会員は事務局が設定した各カテゴリー別の会員特典を受けることが出来ます。各種特典について、変更が応じた場合は事務局所定の方法で会員に通知するものとします。

第11条 (届出事項の変更)

会員の個人情報に変更があった場合は、当該会員は速やかに届け出るものとします。変更通知がなく、事務局からの発送物が到着しなかった等の事故については事務局は一切責任を負いません。

第12条 (退会・解約)

会員は期限内でも、本規約を解除し退会をすることが出来ます。ただし、この場合は、すでにお支払いいただいた年会費について事務局に返還の義務は一切負わないものとします。退会時は、会員証をすみやかに返却する必要があります。

また、会員が本規約を違反、もしくは本会の名誉を著しく傷つけた場合で事務局が不適切と認めた場合は、退会を命じる場合があります。

第13条 (個人情報の取扱)

会員の個人情報は鹿児島ユナイテッド FC における個人情報の方針に従い管理いたします。会員の個人情報は、鹿児島ユナイテッド FC の情報及びイベント、チケット、グッズなどの案内等に使用いたします。

また、事務局は本会に関する業務の一部を委託し、守秘義務を締結している協力会社、提携会社、及び業務委託先会社に対して情報を提供することがあります。

第14条 (規約の変更)

本規約に定めのない事項については、事務局において必要の都度定めるものとします。

第15条 (発効)

本規約は2018年2月1日より発効するものとします。

第16条 (その他)

会員は、本規約に定めのない事項について別途当クラブの定めるところに従うものとします。